

改正

令和3年2月16日告示第14号

令和5年3月31日告示第63号

伊豆市創業資金利子補給金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、地域の産業及び経済の活性化に寄与するため、融資を受けて市内で創業する者に対して、予算の範囲内において利子補給金を交付するものとし、その交付に関しては、伊豆市補助金等交付規則（平成16年伊豆市規則第42号）及びこの告示の定めるところによる。

(利子補給の対象となる者)

第2条 利子補給の対象となる者は、この告示に基づく利子補給金の交付を受けていない者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 個人にあつては、市内に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法第81号）に基づく住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 法人にあつては、本店の所在地が市内に登録されていること。
- (3) 静岡県特別政策資金融資制度要綱（平成14年3月20日付け商金第500号商工労働部長通知）に基づき融資される開業パワーアップ支援資金又は株式会社日本政策金融公庫が実施する融資のうち創業支援に係る資金（以下これらを「創業資金」という。）を借り受けていること。
- (4) 市町村税に滞納がないこと。
- (5) 伊豆市暴力団排除条例（平成24年伊豆市条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等（法人にあつては、その役員等を含む。）でないこと。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業等若しくは同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は法令に違反し、公の秩序若しくは善良の風俗を乱すおそれのある事業を行わないこと。
- (7) フランチャイズチェーン等の画一的な営業を行う事業を行わないこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めた事業を行わないこと。

(利子補給額)

第3条 利子補給の額は、前条第3号に規定する創業資金のそれぞれの融資利率において算出した利子の額（延滞等に係る利子を除く。当該額に1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）とし、10万円を限度とする。

(交付対象期間)

第4条 利子補給の交付対象期間は、償還を開始した日から1年とする。ただし、償還期間が1年未満のものについては、当該償還が完了した日までとする。

(交付の申請)

第5条 利子補給金の交付を受けようとする者は、伊豆市創業資金利子補給金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 利子支払実績書（様式第2号）
- (2) 金融機関が発行した借入金の返済予定明細の写し
- (3) 事業計画書
- (4) 収支計画書
- (5) 市町村税の納税証明書又は非課税証明書
- (6) 個人の場合は、開業等の届出書の写し又はそれに類するもの及び住民票
- (7) 法人の場合は、法人の登記事項証明書及び定款

(8) 創業する者（法人にあっては、その役員等を含む。）が暴力団員等ではないこと及び暴力団員等と密接な関係がないことを誓約する書類

(9) 前各号に掲げる書類のほか、市長が必要と認める書類

2 前項に規定する交付の申請は、前条に規定する交付対象期間が終了した日から起算して、60日以内に行わなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、申請者に対し伊豆市創業資金利子補給金交付決定（却下）及び確定通知書（様式第3号）により通知する。

2 前項の規定により却下の決定を受けた者は同一の創業で再度の申請をすることはできない。

(交付の条件)

第7条 市長は、利子補給金の交付の決定をする際に、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 利子補給金の交付を受けた者は、利子補給金の交付を受けた日の属する年度終了後5年間は、当該利子補給金に係る費用に関する書類等を保存しなければならないこと。

(2) 市長が必要と認める場合においては、立ち入り調査を行うことができること。

(3) その他市町が必要と認める条件。

(請求の手続)

第8条 第6条第1項の規定により交付の決定及び確定を受けた者は、通知書を受領した日から起算して14日を経過する日までに請求書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

(補助金の返還)

第9条 市長は、利子補給金の交付を受けた者が次の各号いずれかに該当するときは、既に交付した利子補給金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) この告示に違反したとき。

(2) 利子補給金の交付に際して付した条件に違反したとき。

(3) 申請に虚偽があったことが判明したとき。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この告示は、公示の日から施行し、平成28年8月1日以降に創業資金を借り受けた者から適用する。

2 この告示は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに創業資金を借り受けた者に対する利子補給金については、なおその効力を有する。

附 則（令和3年2月16日告示第14号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和5年3月31日告示第63号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和8年3月31日告示第62号）

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公示の日から施行する。

2 この告示による改正後の伊豆市創業資金利子補給金交付要綱の規定は、令和8年4月1日以後に第5条の規定による申請を行う者について適用し、同日前に申請を行った者については、なお従前の例による。